

(様式第2号)

令和 年 月 日に申請のあった福祉機器等貸与について決定したので、下記の契約書を取り交わし貸与する。

## 福祉機器等貸借契約書

社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会 会長 (以下「甲」という) と借受人 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) との間で福祉機器等貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、要援護者 \_\_\_\_\_ 及び家族の日常生活の便宜を図るため、乙を借受人と定め、( )を貸与する。

第2条 貸与に係る貸借料は無料とする。

ただし、福祉機器等の配達、引上げに要する経費及び、回収後の清掃、消毒料は別途定め、係る経費は乙が負担するものとする。

第3条 乙は、甲より借受けた福祉機器等を維持・管理するものとし、当該福祉機器等を他の目的に使用し、転貸し、または担保に供してはならない。

第4条 乙は、この契約期間中において、入院等の理由により福祉機器等を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還を申し出なければならない。

第5条 甲は、乙が第3条及び、第4条に違反したと認めるとき、この契約を解約し福祉機器等の返還を命ずることができる。

第6条 この契約期間は、令和 年 月 日から最長で1年間とする。

尚、この契約を向こう1年間更新する場合はその旨を甲に連絡するものとする。

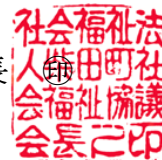
第7条 乙は、福祉機器等の一部または全部を棄損、または滅失した場合は、甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第8条 この契約に定めていない事項またはこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、それぞれの記名捺印のうえ、甲乙各々一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 貸与者 柴田町大字船岡字中島 68 番地  
社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会 会長



乙 借受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)